

## 議案第51号

### 鳥取県環境影響評価条例の一部改正について

次のとおり鳥取県環境影響評価条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平井伸治

#### 鳥取県環境影響評価条例の一部を改正する条例

鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(方法書の送付)	(方法書の送付)

第6条 事業者は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、方法書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

(方法書についての公告及び縦覧)

第7条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、方法書及び要約書を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第7条の2 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第6条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開

第6条 事業者は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、方法書を送付しなければならない。

(方法書についての公告及び縦覧)

第7条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、前条に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

- 2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、知事及び第6条に規定する地域を管轄する市町村長にその旨を通知するとともに、方法書説明会を開催する旨その他規則で定める事項を、方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。
- 3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、第6条に規定する地域を管轄する市町村長の意見を聞くことができる。
- 4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。
- 5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見書の提出)

第8条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第7条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 略

(準備書の作成)

第13条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聞くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

ア 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第8条第1項及び第10条第1項の意見並びに前条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み、第6条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」）

(方法書についての意見書の提出)

第8条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 略

(準備書の作成)

第13条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聞くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

ア 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下「関係地域」という。）

という。)

イ～エ 略

(7)及び(8) 略

(準備書についての公告及び縦覧)

第15条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第16条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催する

イ～エ 略

(7)及び(8) 略

(準備書についての公告及び縦覧)

第15条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならぬい。

(説明会の開催等)

第16条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができ

ことができる。

2 事業者は、準備書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、知事及び関係市町村長にその旨を通知するとともに、準備書説明会を開催する旨その他規則で定める事項を、準備書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、準備書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした準備書説明会を開催することができない場合には、当該準備書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、準備書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての知事の意見)

る。

2 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、知事及び関係市町村長にその旨を通知するとともに、説明会を開催する旨その他規則で定める事項を、説明会の開催予定日の1週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、前項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての知事の意見)

第19条 略

2 略

3 第1項の場合において、知事は、前項の規定による市町村長の意見を勘案し、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解に配慮するとともに、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聞くものとする。

(評価書の公告及び縦覧)

第25条 事業者は、前条第2項の通知を受けたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、評価書、要約書及び第22条第1項の書面（前条第1項の書面を含む。）を関係地域内において、縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第19条 略

2 略

3 第1項の場合において、知事は、前項の規定による市町村長の意見を勘案し、前条の書類に記載された意見に配慮するとともに、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聞くものとする。

(評価書の公告及び縦覧)

第25条 事業者は、前条第2項の通知を受けたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、評価書、要約書及び第22条第1項の書面（前条第1項の書面を含む。）を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県環境影響評価条例第7条、第7条の2、第15条及び第25条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる公告に係る環境影響評価方法書、環境影響評価準備書及び環境影響評価書について適用する。